

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		栃木市文化会館使用料の還付					
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第 1 1 条					
標準 処理 期間	根拠条項	なし					
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更					
	標準処理期間	未設定					
審査 基準	根拠条項	栃木市文化会館条例第 1 1 条 栃木市文化会館条例施行規則第 1 0 条					
	参考事項	なし					
	設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 平成 2 9 年 3 月 2 9 日最終変更					
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 使用料の還付（栃木市文化会館条例第 1 1 条）</p> <p>既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めによらない事由により、利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が別に定める期間内に取消し又は変更を申し出たとき。</p> <p>(3) 上記に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めたとき。</p> <p>2 使用料の還付（栃木市文化会館条例施行規則第 1 0 条）</p> <p>(1) 栃木市文化会館条例第 1 1 条ただし書の規定により、使用料を還付する場合における還付基準及び額は、別表第 3 に定めるとおりとする。</p> <p>(2) 前述の使用料の還付を受けようとする者は、文化会館使用料還付申請書（別記様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第 3（栃木市文化会館規則第 1 0 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="300 1787 1353 2067"> <thead> <tr> <th>還付基準</th> <th>還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者の責めによらない事由により、利用することができなくなったとき</td> <td>既納した使用料の全額</td> </tr> <tr> <td>利用 6 月前までにホール、展示室、屋外展示場及び多目的ホールの利用の取消し又は変更を申し出たとき</td> <td>既納した使用料の全額</td> </tr> </tbody> </table>		還付基準	還付額	利用者の責めによらない事由により、利用することができなくなったとき	既納した使用料の全額	利用 6 月前までにホール、展示室、屋外展示場及び多目的ホールの利用の取消し又は変更を申し出たとき
還付基準	還付額						
利用者の責めによらない事由により、利用することができなくなったとき	既納した使用料の全額						
利用 6 月前までにホール、展示室、屋外展示場及び多目的ホールの利用の取消し又は変更を申し出たとき	既納した使用料の全額						

<p>利用3月前までにホール、展示室、屋外展示場及び多目的ホールの利用の取消し又は変更を申し出たとき</p>	<p>既納した使用料の100分の50</p>
<p>利用1月前までにホール附属室、会議室、和室、リハール室及び練習室の利用の取消し又は変更を申し出たとき</p>	<p>既納した使用料の全額</p>
<p>利用3日前までにホール附属室、会議室、和室、リハール室及び練習室の利用の取消し又は変更を申し出たとき</p>	<p>既納した使用料の100分の50</p>